

令和4年6月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和4年6月15日（水） 午後1時30分～午後2時46分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第19号 山宮ふじざくら球技場人工芝等整備工事請負契約の締結について

第4 議第20号 富士宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について

第5 議第21号 富士宮市公立学校処務規程の一部を改正する規程制定について

第6 議第22号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

第7 議第23号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・市内全体研修会の開催状況

はじめに、市内全体研修会についてです。1回目を6月8日に開催し、昨年度に引き続きリモートで実施しました。また、教育委員会がリモートで研修会を実施したことで、現在、大規模校では密を避けるために校内研修をリモートで実施するところが多くなってきています。2回目は新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、対面で実施する予定で進めています。

・市教育講演会及び推進委員・指導員研修会の内容

次に、その他として、7月28日の教育講演会について、午前の部と午後の部と分けまして、午前の部を市民文化会館の大ホールで天笠茂先生による講演会を実施いたします。テーマは、深い学びを目指すための授業改善です。現在、全国的に深い学びを実現するための授業をどうやったらいいのか、先生方にとって非常に必要性の高いテーマということで、天笠先生からご提供いただきました。市民文化会館の大ホールに指導員、研究員、それから推進員で100名程度、後は各学校の代表100名程度、総勢200名程度で実施します。その他の先生方については、リモートでの配信を各学校で見いただきます。また、先生方には、講演会について、どのような内容で、自分自身がそれをどのように受け止めたのか、昨年と同様、レポートで報告していただく予定となっています。

それから、午後の部は、市民文化会館の小ホールで市内全体研修会の推進員、指導員、総勢50名程度に規模を縮小して研修会を実施します。テーマは、2030年に向けた教育活動の在り方についてです。現在の教育課程が2030年を目指していますので、それに向けてどのように推進していけばよいか、推進員や指導員にお話をさせていただきます。こちらは対面で実施します。

○教育委員活動報告

5月25日に東京の学士会館で行われた第67回定期総会、それから功労者表彰ということで、静岡県市町教育委員会連絡協議会会長として参加いたしました。最初は事業や予算、それから役員の議事についてスムーズに推移して可決をしたところであります。後半は、文部科学省の職員が初等中等教育施策の動向ということで、90分にわたって小中高を対象とした文部科学省の取組を説明する講演がありました。非常に内容の濃いテーマで、文部科学省の取組がよく分かりました。

全部で14項目にわたっての各部局での取組がまとめられていた内容で、その内半分のテーマは、まさしく静岡県の各市町、富士宮市教育委員会も含めた地域の教育委員会が近々の問題として取り組んでいる内容、あるいは問題や課題として考えている内容でした。

その中で、現場で切実になっている働き方や事務の問題に対しての解決に向けてどうするのか、スピード感が若干伝わってこなかったと感じる点がありました。また、例えば、子供の防犯に関して富士宮市で取り組んでいる子ども安全の日などの取組について、コミュニティ・スクールで防犯をどう取り扱うか、当然コミュニティ・スクールですから学校運営協議会と地域学校協働本部との関連はどうなっているのか。私が思うのは、結局協力してくれる方々は多数いるわけではなく、ほとんど同じ人、地域の人たちに偏ってしまうという点が見えていないのではと感じました。

それから、最も重要な課題の一つの働き方改革について、先生方の勤務実態について今年度調査するとのことでした。これは、経年的な変化を見るときにその事象について重要な問題だけ取り上げて働き方を議論するのは難しいので、以前調査した内容と比較できるように、同規模で実施するという、要するに行政の考え方の一つの良いところであり、問題だと思いののですが、継続性を認識した上での調査だということでした。

最後に、質疑応答で質問をしました。それは、今話しました働き方改革、GIGAスクールの普及、それからコミュニティ・スクールにおける地域との連携等という複雑な課題を持った中で、教員の働き方が世間にだんだん分かってきました。その結果として、教員試験の倍率が低下しており、非常に危機感を覚えています。そのような中、未来のある若者たちが高い志を持って教員を目指してもらおうような施策を即刻やるべきではないのかということでも意見を申し上げました。基本としては、給特法の改正を抜本的に取り組まないと難しいのではないかとということについても少し意見を述べました。文部科学省の職員も、そのような実態については理解をしているような回答がありまして、私の話がそのまますぐに施策に反映するという印象ではありませんが、様々な点で対応したいということで、今後前向きな対応をしていきたいという話がありました。

総会終了後に、改めて資料を読んだのですが、やはりその点についても触れているのです。施策が多く、埋もれてしまっているのだけれども、プライオリティーの付け方、あるいは当面の目標の短期目標は何なのかダイナミックな提案については、今回感じることはできませんでしたが、引き続き文部科学省に対して全国市町村教育委員会連合会を通じて様々な働きかけをしていきたいというふうに強く思ったところであります。

第3 議第19号 山宮ふじざくら球技場人工芝等整備工事請負契約の締結について (教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第3、議第19号 山宮ふじざくら球技場人工芝等整備工事請負契約の締結について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

それでは、議第 19 号 山宮ふじざくら球技場人工芝等整備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法及び富士宮市条例の規定に基づく議会の議決に付さなければならない契約であり、今回の市議会 6 月定例会に上程することとなります。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく教育委員会に諮る案件であることから上程をさせていただきました。

それでは、契約内容について御説明をいたします。次ページを御覧ください。第 3 項、契約の金額、2 億 3,595 万円、第 4 項、契約の相手方、富士宮市田中町 1150 番地、株式会社三与建設、代表取締役、三尾祐一。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 19 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 20 号 富士宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について説明いたします。

成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が令和 4 年 4 月 1 日に施行されました。本市が開催する成人式については、従来 20 歳を対象に実施しているところですが、

このたびの民法改正を受け、令和4年度以降の式典の在り方について、令和2年2月定例教育委員会で協議し、引き続き20歳を対象に式典を実施することを決定いたしました。つきましては、富士宮市教育委員会事務局処務規則の改正を行います。

それでは、新旧対照表を御確認ください。富士宮市教育委員会事務局処務規則 第3条、事務分掌におきまして、社会教育課の項、家庭青少年係の事項第6号中、「成人式」を「二十歳を祝う集い」に改めるものです。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第20号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

第5 議第21号 富士宮市公立学校処務規程の一部を改正する規程制定について

(教育長)

次に、「日程第5、議第21号 富士宮市公立学校処務規程の一部を改正する規程制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

議第21号 富士宮市公立学校処務規程の一部を改正する規程制定について説明いたします。

これは、富士宮市公立学校処務規程第20条第2号を改めるものであります。議第21号資料の新旧対照表を御覧ください。現行の「(2)医師又は助産師の出産(予定)証明書」を改正案の「(2)母子健康手帳の写し等」に改めるものです。

今回教職員が出産による特別休暇を受けようとする際に必要な提出書類を変更することにより、教職員が証明書を発行してもらうための時間や費用がかからないメリットがあり、教職員の負担軽減につながることであるため、規程を変更しようとするものです。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 21 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 2 2 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 22 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(社会教育課)

議第 22 号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、富士宮市生涯学習委員会設置条例第 3 条第 2 項の規定により、第 2 号、社会教育関係者として富士宮市生涯学習委員会委員を委嘱するものです。これは、前任者の組織内の役員改選に伴う交代です。

次のページを御覧ください。委嘱するのは 1 名で、第 4 条の規定により、補欠委員の任期は前任の残任期間となりますので、令和 5 年 6 月 30 日までの任期となります。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 22 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

第 7 議第 23 号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 7、議第 23 号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(中央図書館)

それでは、図書館から議第 23 号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について説明いたします。

本案は、富士宮市立図書館協議会委員の第 1 号委員、学校教育及び社会教育の関係者のうち、学校教育の関係委員の退任によるもので、新たに御推薦いただき、富士宮市立図書館条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、富士宮市立図書館協議会委員を委嘱するものです。

新委員は、1 号委員のうち学校教育の関係者で、任期は前任者の残任期間である令和 4 年 6 月 16 日から令和 5 年 6 月 30 日までとなります。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 23 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。